

【国民福祉委員会】

(1) 審議概観

第147回国会においては、本委員会から法律案1件を提出した。本委員会に付託された法律案は、衆議院厚生委員会提出3件、衆議院議員提出1件、内閣提出12件（うち本院継続7件、本院先議1件）であり、いずれも可決・修正議決した。

また、本委員会付託の請願48種類782件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

国民福祉

〔法律案の審査〕

母体保護法の一部を改正する法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者がその実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期限（平成12年7月31日まで）を、平成17年7月31日まで5年間延長するものである。委員会においては、草案について、趣旨説明及び質疑が行われた後、全会一致で本委員会提出の法律案とすることに決した。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、環境衛生関係営業を取り巻く状況にかんがみ、題名及び目的規定に環境衛生関係営業の振興を加え、環境衛生同業組合等の事業に組合員の営業に係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施に資する事業を加え、国及び地方公共団体の環境衛生同業組合等に対する援助に関して規定するとともに、「環境衛生」の文言を「生活衛生」に改める等の措置を講じようとするものである。委員会においては、全会一致をもって原案どおり可決された。

栄養士法の一部を改正する法律案は、生活習慣病が国民の健康面における大きな課題となっており、これらの疾病の発症と進行を防ぐには食生活の改善が重要な課題となっていることにかんがみ、管理栄養士制度を見直し、管理栄養士を傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導等を行う者として位置付け、管理栄養士の資格を免許制とするとともに、管理栄養士国家試験の受験資格を見直す等の措置を講じようとするものである。委員会においては、全会一致をもって原案どおり可決された。

浄化槽法の一部を改正する法律案は、多量の雑排水が処理されないまま放流されている現状にかんがみ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、原則として、今後設置される浄化槽をすべて合併処理浄化槽とし、合併処理浄化槽で処理した後でなければ雑排水の放流をしてはならないこととするものである。委員会においては、全会一致をもって原案どおり可決された。

老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案は、平成12年7月1日以降老人医療受給対象者に係る薬剤一部負担金を含む一部負担金の見直しまでの間、老人医療受給対象者に係る薬剤一部負担金等について、臨時老人薬剤費特別給付金を支給しようとするものである。委員会においては、本法律案が提出された経緯、薬剤一部負担金制度と老人に対する臨時特例措置の合理性、速やかに医療保険の抜本改革を行う必要性等について質疑が行われた後、賛成多数をもって原案どおり可決された。

国民年金法等の一部を改正する法律案は、少子高齢化の一層の進展及び経済の低成長に対応し、国民年金制度及び厚生年金保険制度の長期的安定を図り、併せて将来の活力ある長寿社会の実現に資するため、厚生年金保険の年金給付の水準の適正化、65歳到達以後の年金額の改定方法の見直し、老齢厚生年金の支給開始年齢の長期的かつ段階的な引上げ並びに厚生年金保険の被保険者となる年齢上限の69歳への引上げ及び65歳以上の被保険者に係る老齢厚生年金の支給停止制度の導入等の措置を講ずるとともに、被保険者間の保険料負担の公平性を確保するための厚生年金保険における総報酬制の導入、国民年金の保険料に係る学生の納付特例及び半額免除制度の創設並びに厚生年金基金制度の改善等の措置を講ずるほか、厚生年金保険及び国民年金の積立金を自主運用することとする等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、基礎年金国庫負担割合の3分の1から2分の1への引上げに向けての検討過程において基礎年金の給付水準について検討を求め趣旨の修正が行われた。

年金資金運用基金法案は、厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用を厚生大臣が行うこととなることに伴い、その効率的な実施を図るため、年金資金運用基金を設立し、厚生大臣から寄託された資金の管理及び運用に関する業務を行わせようとするものである。

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案は、特殊法人の整理合理化を推進する観点から年金福祉事業団を解散するとともに、厚生年金保険又は国民年金の被保険者又は受給権者等の福祉の増進を図るため、年金福祉事業団が実施していた業務の一部を年金資金運用基金において特例的に実施させ、又は社会福祉・医療事業団において新たに実施させようとするものである。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の共済4法律案は、公的年金制度としての信頼を確保する見地から、長期的に給付と負担の均衡を確保し、将来世代の負担を過重なものとならないよう、制度全般にわたり見直しを行おうとするものであり、報酬比例部分について給付水準の5パーセント適正化を図ること、退職共済年金の支給開始年齢を平成25年度から段階的に65歳まで引き上げること、総報酬制を導入すること等、基本的に厚生年金保険の改正と同様の措置を講じようとするものである。

以上7法律案は第145回国会に提出され、同国会では衆議院において継続審査とされた後、第146回国会で本院に送付され、同国会において継続審査となっていた。

委員会においては、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案について、参考人からの意見聴取を行うとともに、公聴会を開催したほか、共済4法律案を含めた7法律案について、基礎年金の財源及び給付水準の在り方、支給開始年齢の引上げと高齢者雇用の関係、賃金スライドの停止を含む報酬比例部分の給付の在り方、繰上げ減額支給の減額率、女性の年金問題、年金積立金の自主運用の在り方、農林年金の厚生年金との統合問題等について質疑が行われた。

質疑を終局することに決定した後、7法律案に対し、公明党・改革クラブの山本理事より、自由民主党・自由国民会議、公明党・改革クラブ及び自由党の3会派共同提案に係る7修正案が提出された。修正案の趣旨は、7法律案の審査が越年したことに伴い、法律番

号及び法律の略称に係る暦年について、「平成11年」を「平成12年」に改めることである。7修正案及び修正部分を除く7原案をそれぞれ一括して採決の結果、7法律案はいずれも、賛成多数をもって、修正議決された。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案は、我が国と英国との間で発生する公的年金制度への二重加入の問題の解決を図るために締結された「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定」を実施するため、我が国及び英国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法の特例その他必要な事項を定めようとするものである。委員会においては、通算措置の早期実現と諸外国との協定締結を促進する必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものである。委員会においては、旧日本国籍を有する軍属等に対する援護の必要性、戦没者遺骨収集の取組み方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成12年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた減額改定を行わず、平成11年度と同額に据え置くこととするものである。委員会においては、国民が安心できる年金制度の構築、基礎年金国庫負担の早期引上げ、女性の年金問題の早期解決、無年金障害者への速やかな対応、物価スライド制度の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

児童手当法の一部を改正する法律案は、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、当分の間の措置として、3歳以上義務教育就学前の児童を養育する父母等に対し、児童手当に相当する給付を行おうとするものである。委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、負担増の世帯が増えることとなる本改正の問題性、児童手当の在り方、抜本的な改善を早急に行う必要性等について質疑が行われた。討論の後、採決の結果、可否同数となったため、国会法第50条により、委員長は本法律案を原案どおり可決すべきものと決定した。なお、本法律案に対し、3項目の附帯決議を付した。

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案は、福祉サービスの利用者の利益の保護を図るとともに、身体障害者等に係る福祉サービスに関し市町村等による措置から利用者の申請に基づき支援費を支給する制度に改めるほか、地域福祉の推進を図るための規定を整備する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行期日に関する修正が行われた。委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、福祉における公的責任の在り方、措置制度の功罪と福祉サービス利用者保護施策、障害者福祉などの福祉の基盤整備の必要性、地域福祉の推進等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、10項

目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

第146回国会閉会後の平成12年1月12日から14日にかけて、介護保険の準備状況等に関する実情を調査するため長崎県及び福岡県に委員派遣を行い、長崎県では長崎大学原爆後障害医療研究施設及び熱帯医学研究所、長崎原爆資料館、福江市総合福祉保健センター並びに児童養護施設奥浦慈恵院を、福岡県では福岡都市圏老人福祉施設「やすらぎの郷」を視察した。

第147回国会においては、2月18日、丹羽厚生大臣から所信を、大野厚生政務次官から平成12年度厚生省関係予算概要説明を聴取した。

2月22日、派遣報告を行うとともに、厚生行政の基本施策について質疑が行われ、社会保障制度の将来像、介護保険制度における検討課題、児童手当制度見直しの必要性、ゴールドプラン21及び新エンゼルプランへの取組方、アレルギー疾患対策、今後の医療政策に対する基本的考え方、ライフサイエンスの観点からの薬務行政の課題、婦人保護事業の在り方、ベビーホテル対策等の問題が取り上げられた。

3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度厚生省及び厚生労働省関係予算を審査し、看護職員確保対策、医療保険制度改革への取組、年金担保融資事業における検討課題、児童扶養手当制度見直しの必要性、リプロダクティブヘルス・ライツのための施策の在り方、ホームレスの自立支援対策、骨・関節疾患についての研究及び予防の推進、児童虐待問題に係る民生委員・児童委員の役割等の質疑が行われた。

4月27日、社会保障等に関する調査が行われ、女性の生涯を通じた健康の推進に関する決議を全会一致をもって行った。

(2) 委員会経過

○平成12年2月3日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
以上3案について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年2月15日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第121号）
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第122号）
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第123号）

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第124号）

以上4案について中曽根文部大臣、玉沢農林水産大臣、保利自治大臣、丹羽厚生大臣、谷津農林水産政務次官、大野厚生政務次官、橘自治政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年2月18日（金）（第3回）

- 厚生行政の基本施策に関する件について丹羽厚生大臣から所信を聴いた。
- 平成12年度厚生省関係予算に関する件について大野厚生政務次官から説明を聴いた。

○平成12年2月22日（火）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生行政の基本施策に関する件について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年2月24日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
以上3案について丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年2月29日（火）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
以上3案について参考人放送大学教養学部教授神代和俊君、中京大学経済学部教授都村敦子君、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長榎本純君、全国労働組合総連合事務局長坂内三夫君、千葉大学法経学部助教授広井良典君及び東京大学経済学部教授神野直彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月7日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
以上3案について丹羽厚生大臣、長勢労働政務次官、大野厚生政務次官及び政府参

考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月9日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
以上3案について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月14日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
以上3案について丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月15日（水）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生省所管及び厚生労働省所管（中央労働委員会、都道府県労働局及び労働保険特別会計を除く））について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年3月16日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第121号）
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第122号）
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第123号）
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第124号）
以上4案について中曽根文部大臣、宮澤大蔵大臣、玉沢農林水産大臣、保利自治大臣、大野厚生政務次官、林大蔵政務次官、橘自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
以上3案審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成12年3月21日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）

年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）

以上3案について丹羽厚生大臣、村井金融再生政務次官、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、

国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）

年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第121号）

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第122号）

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第123号）

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第124号）

以上7案をいずれも修正議決した。

（第145回国会閣法第118号）賛成会派 自民、明改、自由、二連

反対会派 参院

欠席会派 民主、共産、社民

（第145回国会閣法第119号）賛成会派 自民、明改、自由、二連

反対会派 参院

欠席会派 民主、共産、社民

（第145回国会閣法第120号）賛成会派 自民、明改、自由、二連

反対会派 参院

欠席会派 民主、共産、社民

（第145回国会閣法第121号）賛成会派 自民、明改、自由、二連

反対会派 参院

欠席会派 民主、共産、社民

（第145回国会閣法第122号）賛成会派 自民、明改、自由、二連

反対会派 参院

欠席会派 民主、共産、社民

（第145回国会閣法第123号）賛成会派 自民、明改、自由、二連

反対会派 参院

欠席会派 民主、共産、社民

（第145回国会閣法第124号）賛成会派 自民、明改、自由、二連

反対会派 参院

欠席会派 民主、共産、社民

○平成12年3月21日（火）（公聴会 第1回）

○国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）

年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）

以上3案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

上智大学法学部教授	堀	勝洋君
日本経営者団体連盟常務理事	成瀬	健生君
一橋大学経済研究所教授	高山	憲之君
年金実務センター代表	公文	昭夫君
武蔵大学社会学部助教授	国広	陽子君
税理士 女と男が平等に働くための制度改革をすすめる会代表	山崎	久民君

○平成12年3月30日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（衆第7号）
（衆議院提出）

栄養士法の一部を改正する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院厚生委員長江口一雄君から趣旨説明を聴いた後、いずれも可決した。

（衆第7号）賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

（衆第8号）賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）
平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上両案について丹羽厚生大臣から趣旨説明を聴き、

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）
について丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第29号）賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

- 平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成12年3月31日（金）（第14回）

- 平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第30号）賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

○平成12年4月18日（火）（第15回）

- 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第86号）について丹羽厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月20日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第86号）について丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第86号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
反対会派 なし

○平成12年4月27日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 母体保護法の一部を改正する法律案の草案について提案者南野知恵子君から説明を聴き、同君、丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。
- 女性の生涯を通じた健康の推進に関する決議を行った。
- 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月9日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月11日（木）（第19回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官、大野大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月16日（火）（第20回）

- 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について参考人日本社会事業大学学長京極高宣君、東京大学社会科学研究所教授大沢真理君、神戸大学発達科学部教授二宮厚美君及び福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科教授大塩まゆみ君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成12年5月18日（木）（第21回）

- 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（閣法第38号） 賛成会派 自保、明改
反対会派 民主、共産、社民、参ク、二連
なお、附帯決議を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月23日（火）（第22回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月25日（木）（第23回）

- 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について参考人財団法人中部盲導犬協会常務理事・盲導犬総合訓練センター所長河西光君、社会福祉法人横須賀基督教社会館館長阿部志郎君、全国福祉保育労働組合書記長桑本文幸君及び大阪府箕面市議会議員・豊能障害者労働センター職員八幡隆司君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成12年5月26日（金）（第24回）

- 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（閣法第50号） 賛成会派 自保、民主、明改、社民、参ク、二連
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成12年5月29日（月）（第25回）

- 浄化槽法の一部を改正する法律案（衆第27号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生委員長江口一雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第27号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
反対会派 なし

○平成12年5月30日（火）（第26回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案（衆第32号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員安倍晋三君から趣旨説明を聴き、同君、同福島豊君、同鴨下一郎君、丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第32号） 賛成会派 自保、明改、共産、参ク、二連
反対会派 民主、社民

（3）成立議案の要旨・附帯決議

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要 旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 障害年金の額の引上げ

障害年金の額を引き上げ、公務傷病、第1項症の場合、平成12年4月分から年額572万3,000円（現行年額570万9,000円）に増額する等とする。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成12年4月分から年額195万6,200円（現行年額194万8,700円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても増額する等とする。

3 施行期日

この法律は、平成12年4月1日から施行する。

平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第30号）

【要 旨】

平成11年の年平均の全国消費者物価指数は、平成10年に比べ0.3パーセントの下落となった。国民年金法等の規定に基づくと、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することとなっているので、平成12年度においては、これに応じた減額改定を行うこととなるが、本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成12年度における特例

措置として、公的年金及び各種手当等の額を平成11年度と同額に据え置くこととするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 平成12年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付並びに農業者年金基金法による年金給付について、消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じないこととする。
- 2 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要 旨】

本法律案は、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、当分の間の措置として、3歳以上義務教育就学前の児童を養育する父母等に対し、児童手当に相当する給付を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 3歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の創設

当分の間、3歳以上義務教育就学前の児童を養育する父母等に対し、児童手当（3歳未満の児童が対象）に相当する給付を行う。

2 給付の額、所得制限及び費用の負担

(1) 1の給付の額は、児童手当の額と同額（第1子及び第2子は月額5,000円、第3子以降は月額1万円）とする。

(2) 1の給付の所得制限の限度額は、児童手当の所得制限の限度額と同額とする。

(3) 1の給付に係る費用の負担は、次のとおりとする。

① 公務員以外の者にあつては、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が、それぞれ費用の6分の4、6分の1及び6分の1を負担する。

② 国家公務員又は地方公務員にあつては、それぞれ国又は地方公共団体が、費用の全額を負担する。

3 1の給付に準じた給付の支給

当分の間、2の(2)の所得制限により1の給付が支給されない被用者又は公務員に対して、その所得が児童手当法による特例給付の所得制限の限度額未満であるときは、1の給付に準じた給付を行う。

4 施行期日等

(1) この法律は、平成12年6月1日から施行する。ただし、認定請求に関する経過措置は、公布の日から施行する。

(2) 認定請求等に関する経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 今後の少子化社会における児童手当制度の在り方については、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な発達を支援する観点から、児童養育費の実

態と、主として女性が育児を担っている実態を踏まえつつ、雇用や賃金体系、扶養控除の見直し等の税制の在り方、保育、母子保健などの他の子育て支援策、社会や家庭における性別役割分業の解消策との関連等に十分留意し、可及的速やかに明確な基本方針を示し、国民的合意の形成を図ること。

2 これを踏まえ、速やかに児童手当の支給対象児童の範囲、支給期間、支給額、所得制限、財源と費用負担等について抜本的に再検討し、制度の充実を図ること。

3 今回の改正により支給対象者が拡大することにかんがみ、その実施に当たっては、新たな受給者が漏れなく手当の支給を受けられるよう、改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

右決議する。

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案(閣法第50号)

【要 旨】

本法律案は、少子高齢化・核家族化の進展等社会構造の変化に伴い、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の仕組み全般にわたって見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 利用者の立場に立った社会福祉制度の構築

1 福祉サービスの利用制度化

身体障害者等の福祉サービスについて、行政が行政処分によりその内容を決定する措置制度から、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度に改めるとともに、直接、利用者に対して支援費を支給する方式を導入する。ただし、要保護児童に関する制度などについては、措置制度を存続する。

2 利用者保護のための制度の創設

(1) 地域福祉権利擁護制度（福祉サービス利用援助事業）

痴呆性高齢者など自己決定能力の低下した者の福祉サービス利用を支援するため、民法の成年後見制度を補完する福祉サービス利用援助事業を都道府県社会福祉協議会等において実施する。

(2) 苦情解決の仕組みの導入

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広くくみ上げ、サービスの改善を図る観点から、社会福祉事業経営者の苦情解決の責務を明確化し、第三者が関わった施設内における苦情解決の仕組みを整備するとともに、都道府県社会福祉協議会に苦情解決のための委員会（運営適正化委員会）を設置する。

(3) 利用契約についての説明・書面交付を義務付ける。

第2 福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性の確保

1 事業者によるサービスの質の自己評価などによる質の向上

社会福祉事業の経営者は、福祉サービスの質の向上に努めなければならないこととする。

2 事業経営の透明性の確保とサービス利用者の選択に資する措置

事業者によるサービス内容に関する情報の提供と財務諸表及び事業報告書の開示を

社会福祉法人に義務付けるとともに、国及び地方公共団体による情報提供体制を整備する。

第3 社会福祉事業の充実・活性化

- (1) 社会福祉に対する需要の多様性に対応し、権利擁護のための相談援助事業、手話通訳事業、知的障害者デイサービス等9事業を第2種社会福祉事業に追加する。
- (2) 地域におけるきめ細かな福祉活動を推進するために、障害者の通所授産施設等の人数規模要件を緩和する。

第4 地域福祉の推進

1 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画

福祉サービスの適正な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達等に関する市町村地域福祉計画及び市町村の地域福祉を支援するための都道府県地域福祉支援計画を法的に位置付ける。

2 知的障害者福祉等に関する事務の市町村への委譲

知的障害者福祉施設への入所・通所及び短期入所並びに障害者福祉施設への短期入所について、利用・助成の決定に関する事務を都道府県から市町村に委譲する。

3 社会福祉協議会、共同募金及び民生委員・児童委員の活性化

(1) 社会福祉協議会

ア 市町村社会福祉協議会を地域福祉の推進役として明確に位置付けるとともに、2以上の市町村を区域として設立することができることとする。

イ 都道府県社会福祉協議会の役割として、社会福祉事業従事者の養成研修、社会福祉事業の経営指導等を行うことを明確にする。

- (2) 県内配分を原則とする共同募金について、大規模災害に対応した広域配分を可能にするとともに、配分委員会の設置を義務付け、社会福祉事業者等への「過半数配分原則」を撤廃する。

- (3) 住民の立場に立った活動を行う民生委員・児童委員の職務内容を明確にする。

第5 その他

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済法を見直し、公益質屋法を廃止するほか、所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日

この法律は、次のア及びイを除き、公布の日から施行する（衆議院修正）。

ア 身体障害者生活訓練等事業及び盲導犬訓練施設の社会福祉事業への追加、利用制度への変更のうちの助産施設及び母子生活支援施設関係並びに社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正に関する規定については、平成13年4月1日から施行する。

イ 措置制度の利用制度への変更、地域福祉計画の策定及び知的障害者福祉等に関する事務の市町村への委譲に関する規定については、平成15年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 本法の施行に当たっては、これまでの措置制度の功罪を十分に認識し、事業者と対等

な関係に立って利用者自らが福祉サービスを選択し決定できるよう、利用者、社会福祉事業者等の関係者への啓発と周知徹底を図ること。特に、福祉サービス利用援助事業、苦情解決制度、情報の提供及び公開等の利用者の権利を擁護し、サービス利用を支援するための仕組みが十分に機能するよう、社会福祉事業者への指導に努めること。また、地方公共団体が利用者に対するあっせん、調整、利用の要請を適切に行えるよう、その環境整備を図ること。

- 2 障害者福祉サービスにおける支援費支給方式の導入に当たっては、障害者のサービス利用に支障をきたさないよう、指定事業者に応諾義務を課すなど必要な措置を講じるとともに、バウチャー方式を含め支給の在り方について検討を行うこと。また、利用者負担については、現行水準を上回ることをしないよう十分配慮し、公費負担の後退を招かないようにするとともに、扶養義務者を算定の基礎に加えることの是非を含め、その基本的在り方の検討を行うこと。
- 3 都道府県社会福祉協議会等が実施する福祉サービス利用援助事業については、成年後見制度との連携とNPOを始めとする多様な主体との提携が図られるとともに、利用者の代表を委員にするなど、運営適正化委員会の業務が公正、中立に行われるよう指導すること。また、社会福祉士とともに、専門員として精神保健福祉士の配置を積極的に行うなど、地域で暮らす知的障害者や精神障害者の権利擁護に努めること。
- 4 福祉サービスの質の向上を図るため、利用者の意見を反映した客観的評価基準の策定に努めるとともに、早急に第三者機関や評価システムを構築すること。また、社会福祉士、介護福祉士及び社会福祉主事の適切な養成・確保に努めるとともに、社会福祉施設職員について、勤労条件等の改善、潜在マンパワーの就業の促進等を図ること。
- 5 社会福祉法人に対する規制及び助成については、公益法人、住民参加型民間団体、民間企業等他の事業主体との適切な競争が行われる条件の整備に十分配慮しつつ、弾力的運営を図っていくこと。また、多様な民間のサービス提供主体の参入が促進されるよう環境整備に努めるとともに、NPOやボランティア活動等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるよう基盤整備を推進すること。
- 6 利用者の多様な福祉サービスの選択を可能にするよう、障害者プランの着実な推進を図るとともに、著しく立ち遅れている精神障害者の福祉サービスの拡充のための見直しを行うなど、障害者福祉サービスの一層の充実に努めること。特に、居宅生活支援事業、デイサービス事業及び居宅介護支援事業等の在宅サービスの充実に努めること。また、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のために地域においてきめ細かい福祉サービスを提供している小規模作業所の法定施設への移行に当たっては、運営の安定化に向けた財政的支援に十分配慮すること。
- 7 地域福祉計画の策定に当たっては、各分野における個別計画との整合性に留意し、数値目標の設定も視野に入れ、全市町村が速やかに策定できるよう、財政的、技術的な支援を講じること。また、社会福祉協議会が、広く住民の参加を求めるとともに、他機関・団体との積極的な連携により、組織の強化、運営の適正化を図るよう指導すること。さらに、民生委員・児童委員については、任務の遂行、活動費の使用方法などの実態を調査し、また、年齢構成等その任命の在り方について配慮するとともに、委員に対する研修の強化を図ること。

- 8 障害者の自立を促進するため、所得保障及び雇用確保の在り方について速やかに検討を進めること。
 - 9 家庭内暴力を始め、女性の性に対する侵害に関して、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が被害者に対応している現状にかんがみ、現行のこれらの事業を社会福祉事業として位置付けるよう、所要の検討を行うこと。また、児童福祉法の枠内で対応されている被害女性について、女性福祉の観点で検討を行うこと。
 - 10 社会福祉基礎構造改革を踏まえた今後の社会福祉の状況変化や規制緩和、地方分権の進展、介護保険の施行状況等を踏まえつつ、介護保険制度全般の見直しの際に、介護保険サービスを行う社会福祉事業や養護老人ホーム、保育事業等今回法改正の対象とならなかった社会福祉事業の在り方、障害者に対するサービスの在り方及び生活保護の在り方について、十分検討を行うこと。
- 右決議する。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第86号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、我が国と英国との間で発生する公的年金制度への二重加入の問題の解決を図るために締結された「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定」を実施するため、我が国及び英国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法（以下「公的年金各法」という。）の特例その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 被保険者の資格に関する特例

(1) 公的年金各法共通事項

次のいずれかに該当する者は、公的年金各法の被保険者としない。

- イ 日本国の領域内で就労し、かつ、保険料納付義務に関する英国年金法令の適用を受ける者（英国の事業主により派遣された被用者であって派遣期間の当初の見込みが5年を超えないもの（派遣開始後に就労期間が延長された場合には、適用免除期間を最長8年まで延長可能とする。）等）
- ロ 英国の領域内で就労し、かつ、保険料納付義務に関する英国年金法令の適用を受ける者（日本国の事業主により派遣された被用者であって、英国年金法令の適用免除期間（最長8年）を経過したもの又は派遣期間の当初の見込みが5年を超えるもの等）
- ハ 日本国及び英国の領域内で同時に就労し、かつ、英国に住所を有する者であって、保険料納付義務に関する英国年金法令の適用を受けるもの
- ニ 日本国又は英国の国籍を有する船舶において就労し、かつ、英国に住所を有する者であって、保険料納付義務に関する英国年金法令の適用を受けるもの

(2) 任意加入の制限

英国から派遣され日本国の領域内で就労し、かつ、保険料納付義務に関する英国年

金法令の適用を受ける者（60歳以上の者を除く。）は、厚生年金保険及び国民年金の任意加入制度の対象としない。

(3) 継続加入の特例

厚生年金保険の適用事業所に使用される者であって(1)口に該当するものは、社会保険庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。私立学校教職員共済及び農林漁業団体職員共済においても、厚生年金保険に準じた措置を講ずる。

2 その他

社会保険庁長官等は、公的年金各法の被保険者に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、英国の権限のある当局に対して提供することができる。

3 施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）

【要 旨】

本法律案は、本格的な少子高齢社会の到来と経済の低成長時代を迎え、公的年金制度における給付と負担の均衡を図り、将来世代の負担を加重なものとしないうえ、制度全般にわたり見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 給付に関する事項

1 国民年金

基礎年金の額（40年加入の場合）は、年額80万4,200円（月額6万7,017円、平成11年度価格）を物価の変動に応じて改定した額とする。

2 厚生年金

(1) 給付水準の5%適正化

老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる給付乗率を、1,000分の7.5から1,000分の7.125に引き下げる。なお、老齢厚生年金等の額が、改正前の額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を下回る場合には、改正前の額算定方式（物価スライドを含む。）による額を保障する。

(2) 老齢厚生年金等の改定方式の見直し

老齢厚生年金等について、その支給を受ける者が65歳に到達した以後は、物価の変動のみに応じた年金額の改定を行うこととする（賃金スライドは原則として行わないこととする。）。

(3) 老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ及び老齢厚生年金の繰上げ支給制度の創設

老齢厚生年金の支給開始年齢を、一般男子については、平成25年度から37年度にかけて、女子については、平成30年度から42年度にかけて、段階的に65歳に引き上げる。これに伴い、新たに60歳台前半の者について、老齢厚生年金の繰上げ支給制度を創設する。

(4) 65歳以上70歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止

厚生年金保険の適用事業所に使用される65歳以上70歳未満の者を被保険者とするとともに、この者に支給する老齢厚生年金について、年金額と標準報酬月額に応じて、年金の支給を停止する。

第2 被保険者の適用に関する事項

1 保険料の学生納付特例制度の創設

学生である国民年金第1号被保険者であって本人所得が一定の所得以下のものについて、申請に基づき、保険料の納付を要しないこととする（保険料が追納されない場合は、その期間は老齢基礎年金の額の計算には反映しない。）学生納付特例を創設する。

2 保険料半額免除制度の導入

一定の低所得の国民年金第1号被保険者について、申請に基づき、保険料の半額の納付を要しないこととする（保険料が追納されない場合は、給付額の計算において、その期間は1月を3分の2月として取り扱う。）制度を導入する。

3 総報酬制の導入

厚生年金保険の保険料賦課及び年金額の算定方式を改め、賞与（上限150万円）を賦課対象（現行は、賞与の1,000分の10を賦課）とするとともに、老齢厚生年金等の額の算定の基礎となる平均標準報酬月額を平均標準報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の総額を被保険者期間の月数で除して得た額）とする。

4 標準報酬等級の上下限の改定

標準報酬等級を、9万2,000円から59万円までの30等級から、9万8,000円から62万円までの30等級に改める。

第3 基礎年金の在り方に関する事項

基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図るものとする。

第4 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会に関する事項

1 免除保険料率の凍結

厚生年金保険の保険料率が据え置かれることに伴い、当分の間、厚生年金基金の免除保険料率の算定方法を凍結する。

2 規制緩和に関する事項

厚生年金基金等の資産運用や事業運用に係る規制を緩和するとともに、上場株式を一定の条件の下に掛金として拠出することを認める。

第5 積立金の運用に関する事項

1 運用の目的

厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用は、被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業運営の安定に資することを目的とする。

2 積立金の運用

積立金の運用は、厚生大臣が、年金資金運用基金に対し、積立金を寄託することにより行う。

3 その他

運用の基本方針、報告書の提出及び公表、運用職員の責務等所要の規定を設ける。

第6 その他

1 育児休業期間中の事業主負担分の保険料の免除

育児休業法による育児休業期間中の厚生年金保険の保険料について、被保険者分に加え事業主負担分も免除する。

2 児童手当法の改正

児童手当については、厚生年金保険と同様に、育児休業期間中の被用者に係る拠出金負担の免除制度を創設するとともに、拠出金賦課の方式を総報酬制とする。

第7 施行期日

この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

1 資産運用の規制緩和及び有価証券による掛金の拠出

公布の日から3月以内の政令で定める日

2 標準報酬等級の上下限の改定

平成12年10月1日

3 保険料半額免除制度の導入、65歳以上70歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止、老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ及び老齢厚生年金の繰上げ支給制度の創設

平成14年4月1日

4 総報酬制の導入

平成15年4月1日

5 積立金の運用に関する事項

財政投融资制度の抜本的な改革の実施に合わせて別に法律で定める日

国民年金法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号及び法律の略称に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）

【要 旨】

本法律案は、厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用を厚生大臣が行うこととなることに伴い、その効率的な実施を図るため、年金資金運用基金を設立し、厚生大臣から寄託された資金の管理及び運用に関する業務を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 目的

年金資金運用基金（以下「基金」という。）は、厚生大臣から寄託された資金を厚生大臣が定める運用に関する基本方針に沿って管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。

第2 管理運用方針

基金は、年金資金の管理運用の目標に関する事項等を内容とする管理運用方針を策定し、民間運用機関への運用委託及び自家運用により資金の管理及び運用を行う。

第3 理事会の設置及び任務

基金に理事長及び理事をもって組織する理事会を置き、理事会は、経済又は金融に関

して高い識見を有する投資専門委員の意見を聴き、基金における管理運用業務の重要事項を審議し、決定する。

第4 服務

基金の役員及び職員に対し、その職分に応じた注意義務及び忠実義務、秘密保持義務を課すとともに、それに違反した者に対し、制裁を課す。

第5 業務

基金は、管理運用業務を行うに当たり、適切な情報の公開により、業務の運営における透明性を確保するとともに、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならないものとする。

第6 情報開示

基金は、毎事業年度、詳細な業務概況書、財務諸表、決算報告書、外部監査報告書等を公表する。

第7 監督

基金は、厚生大臣が監督するものとし、厚生大臣は、必要があると認めるときは、基金に対して報告をさせ、又は立入検査をすることができるものとする。

第8 その他

基金の役員及び職員、財務及び会計、設立手続に係る規定等所要の規定を設ける。

第9 施行期日

この法律は、財政投融资制度の抜本的な改革の実施に合わせて別に法律で定める日から施行する。ただし、基金の設立準備等に関する規定は、公布の日から施行する。

年金資金運用基金法案委員会修正

【要 旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進する観点から年金福祉事業団を解散するとともに、厚生年金保険又は国民年金の被保険者又は受給権者等の福祉の増進を図るため、年金福祉事業団が実施していた業務の一部を年金資金運用基金において特例的に実施させ、又は社会福祉・医療事業団において新たに実施させるものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 年金福祉事業団の解散等

年金福祉事業団は、年金資金運用基金（以下「基金」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、基金が承継する。

第2 基金の業務の範囲に係る経過的特例等

- 1 基金は、資金運用業務に係る長期借入金の償還が終了するまでの間、年金福祉事業団から承継した資金の管理及び運用を行う。
- 2 基金は、別に法律又は政令で定める日までの間、大規模年金保養基地資産の譲渡及

び譲渡するまでの間の管理又は運営、住宅資金の貸付け並びに教育資金貸付けのあっせんを行う。

第3 社会福祉・医療事業団の業務の特例等

社会福祉・医療事業団は、その業務の特例として、年金福祉事業団が実施していた年金受給権を担保とする小口の資金の貸付けを行う。

第4 その他

年金福祉事業団から基金への権利及び義務の承継、基金及び社会福祉・医療事業団の業務の特例等に係る所要の規定を設けるとともに、関係法律の整備を行う。

第5 施行期日等

- 1 この法律は、財政投融资制度の抜本的な改革の実施に合わせて別に法律で定める日から施行する。
- 2 年金福祉事業団法及び年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律は、廃止するものとし、それに伴う所要の経過措置を整備する。

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案委員会修正

【要 旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第121号）

【要 旨】

本法律案は、国家公務員共済組合法の年金について、公的年金制度の信頼を確保する見地から、長期的に給付と負担の均衡を確保し、将来世代の負担を加重なものとしないう、制度全般にわたり見直しを行い、公務員制度の一環としての役割等にも配慮しつつ、基本的に厚生年金保険の見直しと同様の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 長期給付に関する事項

1 給付の水準の5%適正化

退職共済年金等の額の算定の基礎となる給付乗率を、厚生年金相当部分については1,000分の7.5から1,000分の7.125に、職域年金部分については1,000分の1.5から1,000分の1.425に引き下げる。なお、退職共済年金等の額が、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を下回る場合には、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を支給する。

2 退職共済年金等の改定方式の見直し

退職共済年金等について、その支給を受ける者が65歳に到達した以降は、物価の変動のみに応じた年金額の改定を行うこととする（賃金スライドは原則として行わないこととする）。

3 退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び繰上げ支給制度の創設

退職共済年金の支給開始年齢について、受給権者の生年月日の区分に応じて、平成

25年度から平成37年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ、60歳から65歳へ引き上げる。
これに伴い、新たな退職共済年金の繰上げ支給制度を創設する。

4 総報酬制の導入

共済年金の掛金賦課及び年金額の算定方式を改め、期末手当等（上限150万円）を賦課対象（現行は、期末手当等の1,000分の10を賦課）とするとともに、退職共済年金等の額の算定の基礎となる平均標準報酬月額を平均標準報酬額（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の総額を組合員期間の月数で除して得た額）とする。

5 他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止

退職共済年金等の受給権者が他の被用者年金制度の被保険者等となった場合に支給される退職共済年金等の額について、その者の総収入月額相当額と退職共済年金等の月額に応じて算定された額の支給を停止する。

第2 その他

1 標準報酬等級の上下限の改定

標準報酬の等級を9万2,000円から59万円までの30等級から、9万8,000円から62万円までの30等級に改める。

2 育児休業期間中の共済年金掛金の事業主（国）負担分の免除

育児休業期間中の長期給付に係る掛金及び特別掛金の額に相当する額の事業主の負担金について、徴収しないこととする。

3 介護休業手当金の創設

国家公務員の介護休業期間中の経済的援助を行うため、短期給付の中に介護休業手当金を創設する。

第3 施行期日

この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

- | | |
|------------------------------------|------------|
| 1 介護休業手当金の創設 | 公布の日 |
| 2 標準報酬等級の上下限の改定 | 平成12年10月1日 |
| 3 退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び繰上げ支給制度の創設 | 平成14年4月1日 |
| 4 総報酬制の導入 | 平成15年4月1日 |
| 5 他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止 | 平成16年4月1日 |

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第122号）

【要 旨】

本法律案は、少子高齢化の一層の進展等最近の社会経済情勢にかんがみ、共済年金制度

の長期的安定を図る見地から、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法の改正措置を踏まえ、これらと同様の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 私立学校教職員共済法の一部改正

1 長期給付に関する事項

(1) 退職共済年金等の額の改定方式の見直し

退職共済年金等について、その支給を受ける者が65歳に到達した以後は、物価の変動のみに応じた年金額の改定を行う（賃金スライドは原則として行わないこととする）。

(2) 65歳以上の教職員等に対する長期給付関係規定の適用の特例の見直し

① 長期給付関係規定の適用の特例の見直しとして、退職みなし措置の対象年齢を65歳から70歳に引き上げる。

② 65歳以上70歳未満の加入者である間の年金支給制限について、厚生年金における措置にならい、標準給与の月額と年金月額に応じた調整の仕組みとする。

(3) 総報酬制の導入

共済年金の掛金賦課及び年金額の算定方式を改め、賞与等（上限150万円）を賦課対象（現行は、賞与等の1,000分の10を賦課）とするとともに、退職共済年金等の額の算定の基礎となる平均標準給与月額を平均標準給与額（標準給与の月額及び標準賞与の額の総額を加入者期間の月数で除して得た額）とする。

2 その他

(1) 標準給与の上下限の改定

標準給与の等級を9万2,000円から59万円までの30等級から、9万8,000円から62万円までの30等級に改める。

(2) 育児休業期間中の掛金の事業主負担分の免除

育児休業期間中の長期給付に係る掛金及び特別掛金の額に相当する額の事業主の負担金について、徴収しないこととする。

第2 国家公務員共済組合法の規定の準用

私立学校教職員共済法による給付の支給要件、額の算定方法等については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用しているため、「退職共済年金等の給付水準の適正化」、「退職共済年金の支給開始年齢の段階的引上げ等」、「総報酬制の導入に伴う給付乗率の調整」及び「退職共済年金等の受給権者が他の被用者年金制度の被保険者等である場合の年金の支給制限の見直し」については、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」の規定が準用され、私立学校教職員共済制度においても同様の措置を講じられることになる。

第3 施行期日

この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

- | | |
|---|------------|
| 1 標準給与の上下限の改定 | 平成12年10月1日 |
| 2 65歳以上の教職員等に対する長期給付関係規定の適用の特例の見直し及び退職共済年金の支給開始年齢の段階的引上げ等 | 平成14年4月1日 |
| 3 総報酬制の導入及び総報酬制の導入に伴う給付乗率の調整 | 平成15年4月1日 |

- 4 退職共済年金等の受給権者が他の被用者年金制度の被保険者等である場合の年金の支給制限の見直し
平成16年4月1日

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号及び法律の略称に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第123号）

【要 旨】

本法律案は、本格的な少子高齢社会の到来を目前に控えて、国民の老後の生活設計の柱となる公的年金制度が、今後もその役割を十分に果たしていけるよう、農林漁業団体職員共済組合制度を長期的に安定した制度とし、将来にわたって引き続き組合員及び年金受給者の信頼を維持するため、他の公的年金と同様に農林漁業団体職員共済組合制度全般にわたり必要な見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 給付に関する事項

1 給付水準の5%適正化

退職共済年金等の額の算定の基礎となる給付乗率を、厚生年金相当部分については1,000分の7.5から1,000分の7.125に、職域年金部分については1,000分の1.5から1,000分の1.425に引き下げる。なお、退職共済年金等の額が、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を下回る場合には、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を支給する。

2 退職共済年金等の改定方式の見直し

退職共済年金等について、その支給を受ける者が65歳に到達した以後は、物価の変動のみに応じた年金額の改定を行うこととする（賃金スライドは原則として行わないこととする）。

3 退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び繰上げ支給制度の創設

退職共済年金の支給開始年齢について、受給権者の生年月日の区分に応じて平成25年度から平成37年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ、60歳から65歳へ引き上げる。

これに伴い、新たな退職共済年金の繰上げ支給制度を創設する。

4 総給与制の導入

退職共済年金の掛金賦課及び年金額の算定方式を改め、賞与（上限150万円）を賦課対象（現行は、賞与の1,000分の10を賦課）とするとともに、退職共済年金等の額の算定の基礎となる平均標準給与月額を平均標準給与額（標準給与の月額及び標準賞与額の総額を組合員期間の月数で除して得た額）とする。

5 他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止

退職共済年金等の受給権者が他の被用者年金制度の被保険者等となった場合に支給される退職共済年金等の額について、その者の総収入月額相当額と退職共済年金等の月額に応じて算定された額の支給を停止する。

第2 その他

1 標準給与の等級の上下限の改定

標準給与の等級を、9万2,000円から59万円までの30等級から、9万8,000円から62万円までの30等級に改める。

2 育児休業期間中の農林漁業団体負担分の掛金の免除

育児休業期間中の掛金及び特別掛金について、農林漁業団体の負担分を免除する。

第3 施行期日

この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

1 標準給与の等級の上下限の改定

平成12年10月1日

2 退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び退職共済年金の繰上げ支給制度の創設

平成14年4月1日

3 総給与制の導入

平成15年4月1日

4 他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止

平成16年4月1日

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第124号）

【要 旨】

本法律案は、少子高齢化の一層の進展及び経済の低成長に対応し、地方公務員共済年金制度の長期安定化を図り、併せて将来の活力ある長寿社会の実現に資するため、厚生年金保険制度及び国家公務員共済年金制度等の見直しとの整合を図りつつ、地方公務員共済年金制度全般にわたり必要な見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 長期給付に関する事項

1 給付の水準の5%適正化

退職共済年金等の額の算定の基礎となる給付乗率を、厚生年金相当部分については1,000分の7.5から1,000分の7.125に、職域年金部分については1,000分の1.5から1,000分の1.425に引き下げる。なお、退職共済年金等の額が、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を下回る場合には、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を支給する。

2 退職共済年金等の改定方式の見直し

退職共済年金等について、その支給を受ける者が65歳に到達した以降は、物価の変動のみに応じた年金額の改定を行うこととする（賃金スライドは原則として行わないこととする）。

3 退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び繰上げ支給制度の創設

退職共済年金の支給開始年齢について、受給権者の生年月日の区分に応じて、一般

組合員については平成25年度から平成37年度にかけて、特定警察職員等については、平成31年度から平成43年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ、60歳から65歳へ引き上げる。

これに伴い、新たな退職共済年金の繰上げ支給制度を創設する。

4 総報酬制の導入

共済年金の掛金賦課及び年金額の算定方式を改め、期末手当等（上限150万円）を賦課対象（現行は、期末手当等の1,000分の10を賦課）とするとともに、退職共済年金等の額の算定の基礎となる平均給料月額を平均給与月額（各月の掛金の標準となった給料の額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となった期末手当等の総額を、組合員期間の月数で除して得た額）とする。

5 他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止の見直し

退職共済年金等の受給権者が他の被用者年金制度の被保険者等となった場合に支給される退職共済年金等の額について、その者の基準収入月額相当額と退職共済年金等の月額に応じて算定された額の支給を停止する。

第2 その他

1 掛金の標準となる給料の上下限の改定

掛金の標準となる給料の最高限度額の算定の基礎となる額を59万円から62万円に、最低限度額の算定の基礎となる額を9万2,000円から9万8,000円に、それぞれ引き上げる。

2 育児休業期間中の共済年金掛金の事業主（地方公共団体）負担分の免除

育児休業期間中の長期給付に係る掛金及び特別掛金の額に相当する額の事業主の負担金について、徴収しないこととする。

3 介護休業手当金の創設

地方公務員の介護休業期間中の経済的援助を行うため、短期給付の中に介護休業手当金を創設する。

第3 施行期日

この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

- | | |
|--|------------|
| 1 介護休業手当金の創設 | 公布の日 |
| 2 掛金の標準となる給料の上下限の改定 | 平成12年10月1日 |
| 3 退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び退職共済年金の繰上げ支給制度の創設 | 平成14年4月1日 |
| 4 総報酬制の導入 | 平成15年4月1日 |
| 5 他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止の見直し | 平成16年4月1日 |

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

母体保護法の一部を改正する法律案（参第11号）

【要 旨】

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者がその実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期限（本年7月31日まで）を、平成17年7月31日まで5年間延長するものである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（衆第7号）

【要 旨】

本法律案は、環境衛生関係営業を取り巻く状況にかんがみ、題名及び目的規定に環境衛生関係営業の振興を加え、環境衛生同業組合等の事業に組合員の営業に係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施に資する事業を加え、国及び地方公共団体の環境衛生同業組合等に対する援助に関して規定するとともに、「環境衛生」の文言を「生活衛生」に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 題名

題名を「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（平成13年1月6日からは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」）とする。

2 目的

目的規定に、環境衛生関係営業の振興を加える。

3 環境衛生同業組合等の事業

環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会の事業に、組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての指導その他当該事業の実施に資する事業を加える。

4 助成その他の援助

国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて環境衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合及び環境衛生同業組合連合会に対して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

5 「環境衛生」の用語の改正

「環境衛生」の用語を「生活衛生」に改めるものとする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、5は平成13年1月6日から施行する。

栄養士法の一部を改正する法律案（衆第8号）

【要 旨】

本法律案は、生活習慣病が国民の健康面における大きな課題となっており、これらの疾病の発症と進行を防ぐには食生活の改善が重要な課題となっていることにかんがみ、管理栄養士制度を見直し、管理栄養士の業務規定を整備し、その資格を免許制とするとともに、管理栄養士国家試験の受験資格を見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な

内容は次のとおりである。

1 管理栄養士の定義

管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいうものとする。

2 管理栄養士の免許

管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与えるものとする。

3 管理栄養士国家試験

受験資格について、管理栄養士の実務経験年数を栄養士養成施設の修業年限に応じて1年から3年とするとともに、管理栄養士養成施設卒業者に対する試験科目の一部免除の制度を廃止する。

4 主治の医師の指導

管理栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行うに当たっては、主治の医師の指導を受けなければならないものとする。

5 罰則

管理栄養士でない者が管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて管理栄養士の業務を行った場合の罰則を設ける等所要の罰則規定の整備を行う。

6 施行期日等

(1) この法律は、平成14年4月1日から施行する。

(2) 旧法による管理栄養士名簿登録者及び管理栄養士国家試験等について経過措置を規定する。

浄化槽法の一部を改正する法律案（衆第27号）

【要 旨】

本法律案は、多量の雑排水が処理されないまま放流されている現状にかんがみ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、原則として、今後設置される浄化槽をすべて合併処理浄化槽とし、合併処理浄化槽で処理した後でなければ雑排水の放流をしてはならないこととするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流しようとする場合においては、合併処理浄化槽を設置しなければならない。ただし、下水道の予定処理区域内においては、この限りでない。

2 合併処理浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水については、合併処理浄化槽で処理した後でなければ、公共用水域等に放流してはならない。

3 既存単独処理浄化槽を使用する者（下水道の予定処理区域内の者を除く。）は、合併処理浄化槽の設置等に努めなければならない。

4 この法律は、平成13年4月1日から施行する。

老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案（衆第32号）

【要 旨】

本法律案は、老人医療受給対象者に係る薬剤一部負担金について、臨時老人薬剤費特別給付金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 平成12年7月1日以降老人保健法第28条第2項の一部負担金（以下「薬剤一部負担金」という。）を含む同条の規定による一部負担金の見直しまでの間、国は、老人医療受給対象者が薬剤一部負担金を支払わなければならないときは、その者に対し、当該薬剤一部負担金に相当する額を臨時老人薬剤費特別給付金として支給するものとする。
- 2 この法律は、平成12年7月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（12件）

※は予算関係法律案

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※29	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 10	12. 3. 28	12. 3. 30 可決	12. 3. 31 可決	12. 3. 14 厚生	12. 3. 24 可決	12. 3. 24 可決
※30	平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案	〃	2. 10	3. 28	3. 31 可決	3. 31 可決	3. 22 厚生	3. 24 可決	3. 24 可決
※38	児童手当法の一部を改正する法律案	〃	2. 18	4. 26	5. 18 可決 附帯決議	5. 19 可決	3. 28 厚生	4. 19 可決 附帯決議	4. 20 可決
				○12. 4. 26 参本会議趣旨説明 ○12. 3. 28 衆本会議趣旨説明					
50	社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案	〃	3. 3	5. 12	5. 26 可決 附帯決議	5. 29 可決	4. 14 厚生	5. 10 修正 附帯決議	5. 11 修正
				○12. 5. 12 参本会議趣旨説明 ○12. 4. 14 衆本会議趣旨説明					
86	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案	参	3. 21	4. 12	4. 20 可決	4. 21 可決	5. 10 厚生	5. 12 可決	5. 16 可決
145 ／ 118	国民年金法等の一部を改正する法律案	衆衆	11. 7. 27	11. 12. 10	3. 21 修正	3. 22 修正	3. 23 厚生	3. 24 可決	3. 28 可決
				○第146回国会参本会議趣旨説明 参継続 ○第146回国会衆本会議趣旨説明					
145 ／ 119	年金資金運用基金法案	衆〃	7. 27	12. 10	3. 21 修正	3. 22 修正	3. 23 厚生	3. 24 可決	3. 28 可決
				○第146回国会参本会議趣旨説明 参継続 ○第146回国会衆本会議趣旨説明					
145 ／ 120	年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案	衆〃	7. 27	12. 10	3. 21 修正	3. 22 修正	3. 23 厚生	3. 24 可決	3. 28 可決
				○第146回国会参本会議趣旨説明 参継続 ○第146回国会衆本会議趣旨説明					

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
145 /121	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案	総 衆	11. 7. 27	11. 12. 10	12. 3. 21 修 正	12. 3. 22 修 正	12. 3. 23 大 蔵	12. 3. 24 可 決	12. 3. 28 可 決
145 /122	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案	総 〃	7. 27	12. 10	3. 21 修 正	3. 22 修 正	3. 23 文 教	3. 28 可 決	3. 28 可 決
145 /123	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案	総 〃	7. 27	12. 10	3. 21 修 正	3. 22 修 正	3. 23 農林水産	3. 28 可 決	3. 28 可 決
145 /124	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	総 〃	7. 27	12. 10	3. 21 修 正	3. 22 修 正	3. 23 地方行政	3. 28 可 決	3. 28 可 決

・本院議員提出法律案（1件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
11	母体保護法の一部を改正する法律案	国民福祉委員長 狩野 安君 (12. 4. 27)	12. 4. 27	12. 4. 28			12. 4. 28 可 決	12. 5. 10 厚 生	12. 5. 12 可 附帯決議	12. 5. 16 可 決

・衆議院議員提出法律案（4件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
7	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	厚生委員長 江口 一雄君 (12. 3. 15)	12. 3. 16	12. 3. 16	12. 3. 28	12. 3. 30 可 決	12. 3. 31 可 決			12. 3. 16 可 決
8	栄養士法の一部を改正する法律案	厚生委員長 江口 一雄君 (12. 3. 15)	3. 16	3. 16	3. 28	3. 30 可 決	3. 31 可 決			3. 16 可 決
27	浄化槽法の一部を改正する法律案	厚生委員長 江口 一雄君 (12. 5. 10)	5. 11	5. 11	5. 25	5. 29 可 決	5. 29 可 決			5. 11 可 決
32	老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案	安倍 晋三君 外4名 (12. 5. 18)	5. 19	5. 25	5. 26	5. 30 可 決	5. 31 可 決	12. 5. 19 厚 生	12. 5. 24 可 決	5. 25 可 決

(5) 委員会決議

——女性の生涯を通じた健康の推進に関する決議——

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第4回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえつつ、男女共同参画社会基本法による男女共同参画社会の実現に向け、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康にかかわる総合的な施策を展開すること。
- 2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、正しい知識の普及に特に努めるとともに、きめ細かな相談・指導体制の整備を図ること。
- 3 女性の主体的な避妊を図る観点から、技術の進歩など情勢の変化も踏まえつつ、受胎調節実地指導員の養成・活用について検討を進めること。
- 4 高齢社会を迎えるに当たり、高齢女性の健康に特別に配慮した施策を推進するとともに、そのための調査・研究を促進すること。

右決議する。